

担当課名	クリーンセンター
案件名	せん断、No.5 可燃物コンベヤ駆動減速機モーター交換
案件の概要	せん断、No.5 可燃物コンベヤ駆動減速機モーターの交換を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 5 月 18 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	484,000 円（うち消費税 44,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、せん断、No.5 可燃物コンベヤ駆動減速機モーターの交換を実施するものである。</p> <p>せん断、No.5 可燃物コンベヤは、搬入された畳や、長尺ものなどをせん断機にて一定の大きさにせん断された後、可燃物のみを可燃ピットへ送る役割を担っている。</p> <p>減速機モーターが経年劣化により絶縁低下になってきており交換を実施する。</p> <p>粗大施設は特殊な設備により構成されており、交換には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、粗大施設の稼働を行いながら交換を進めていく必要があり、安全性についても配慮することが求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており工事実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>